

第6章 騒音・振動

私達の生活の中には様々な音があふれています。音楽や話声など好んで聞く音もあれば、やかましいと感じて聞きたくない音まで多種多様な音があります。

その中で工場・建設作業や各種交通機関から発生し、聴力・聴取妨害・睡眠妨害・作業効率・生理機能などに影響を与え、生活環境を損なう「好ましくない音」「無い方がよい音」を騒音と言います。

しかし、各個人の「馴れ」や「好嫌の程度」に差異があるところに騒音問題の特徴があり、ある人には何でもない音が、他の人には我慢できない音に感じる場合もあります。

振動は騒音と同様に人為的に地盤振動を発生させ、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えたりすることがあります。

第1節 騒音・振動の現況

生活環境における騒音・振動の現況を把握するため、次の調査を実施しました。

1. 環境騒音調査

環境騒音調査は、特定の工場や事業場等から発生する作業音を対象とするものではなく、測定地点周辺の生活音・自動車交通音・通行人・動物・自然音など多種多様の総合的な音のレベルを対象として測定しています。

騒音については、環境基本法で「生活環境を保全する上で維持される事が望ましい基準」とした環境基準が定められています(p75参照)。

環境騒音の現況を把握し、環境基準に適合しているかを確認するため、生活からの音を中心となる「道路に面しない地域」16地点と道路交通音を中心となる「道路に面する地域」5地点で調査を実施しました。

測定地点の点評価で観ると、道路に面しない地域では、昼間・夜間共に全地点で環境基準に適合していました(表6-1 詳細データは資料 騒-1参照)。道路に面する地域では、国道168号沿道2地点で昼間・夜間ともに環境基準を満足していましたが、府道の3地点の内、2地点は夜間で環境基準を上回っていました(詳細データは資料 騒-2、3参照)。経年変化については、ほぼ横ばい又は僅かに減少傾向にあります(資料 騒-4参照)。

道路に面する地域の結果については、大阪府が作成したシステムにより面的評価が行われています。これは道路沿道各地点の実測データを用いて、その道路に面するすべての住居(道路端から50メートル)ごとに騒音レベルを推計し、環境基準への適合状況を評価するものです。

本市における平成20年度の道路に面する地域の面的評価結果は 表6-2 のとおりで、評価対象の6路線(国道1、府道5、延べ 18.2kmを評価)に面する地域(評価対象 3,088戸)での環境基準適合状況は昼間 98.7%、夜間 94.0%でした。道路端から15メートル以内の近接空間(評価対象 993戸)では昼間 99.7%、夜間 88.2%でした。また、面的評価の環境基準適合率の経年推移は上昇傾向にあります(図6-3)。

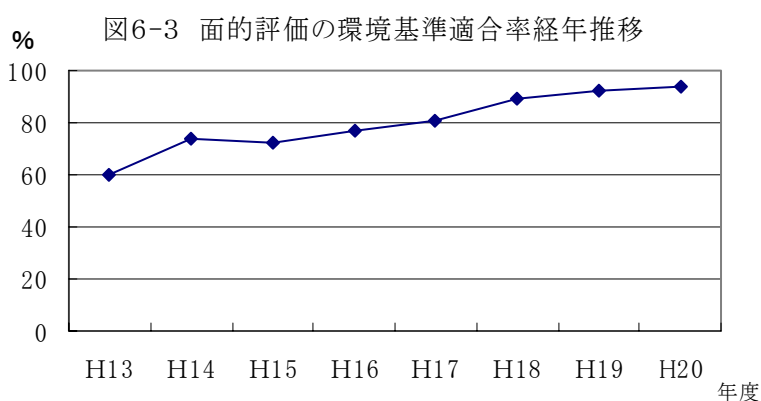
表6-1 環境騒音(道路に面しない地域)環境基準適合状況

	測定地点数	時間帯区分		昼間・夜間 とも適合	昼 間 のみ適合	夜 間 のみ適合	昼間・夜間 とも不適合
		昼間	夜間				
A地域	第一種低層住居専用地域	7地点 100.0%	7地点 100.0%	7地点 100.0%			
	第一種中高層住居専用地域	7地点 100.0%	7地点 100.0%	7地点 100.0%			
	第二種中高層住居専用地域	1地点 100.0%	1地点 100.0%	1地点 100.0%			
C地域	近隣商業地域	1地点 100.0%	1地点 100.0%	1地点 100.0%			
合 計		16地点 100.0%	16地点 100.0%	16地点 100.0%			

表6-2 道路に面する地域 面的評価結果

	評価戸数	昼間夜間 とも適合	昼間のみ 適合	夜間のみ 適合	昼間・夜間 共に不適合
近接空間	993	876 (88.2%)	114 (11.5%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
非近接空間 A地域	1,449	1,384 (95.5%)	30 (2.1%)	0 (0%)	35 (2.4%)
非近接空間 B・C地域	646	644 (99.7%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
合 計	3,088	2,904 (94.0%)	144 (4.7%)	0 (0%)	40 (1.3%)

地域の内訳は、資料騒音に係る環境基準の項(p47)を参照ください。



2. 道路交通振動調査

道路交通による振動状況を把握するため国道3地点、府道8地点、市道3地点の計14地点において調査を実施しました(詳細データは資料 振-1、2 調査結果参照)。

調査結果から、昼間で37~49デシベル、夜間で32~39デシベルでした。振動には騒音のような環境基準が設定されておらず、道路からの振動に関してのみ道路管理者などへ措置を要請する事ができる限度値(要請限度p76参照)が設定されていますが、調査結果はそれよりかなり低い値でした。

道路交通振動は、生活環境に影響があるほどのレベルにはなりにくく、原因の多くは路面のいたみや段差などにあります。測定結果も単に交通量による影響だけでなく、このような路面状態の影響が大きく関わっています。

3. 騒音・振動の苦情

平成20年度に保全推進係に寄せられた苦情の中で騒音に関するものは11件有り、振動に関する苦情は1件でした。

第2節 騒音・振動問題の対策

1. 工場・事業場の規制

騒音規制法・振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による対象施設を設置する事業者は、施設設置の届出をする必要があり、敷地境界において騒音・振動それぞれに設定されている規制基準を遵守する義務が課せられています。

騒音・振動問題が発生し、この基準を超えている事により、周辺的生活環境に影響があると考えられる場合には、事業者に対して改善の指導を行いました。

2. 建設作業

重機を使用する作業など定められた作業(特定建設作業)を伴う建設工事を施工する場合は、届出が必要となり、作業日や作業可能時刻、騒音・振動の規制基準を遵守する義務が課せられます。

3. カラオケなど

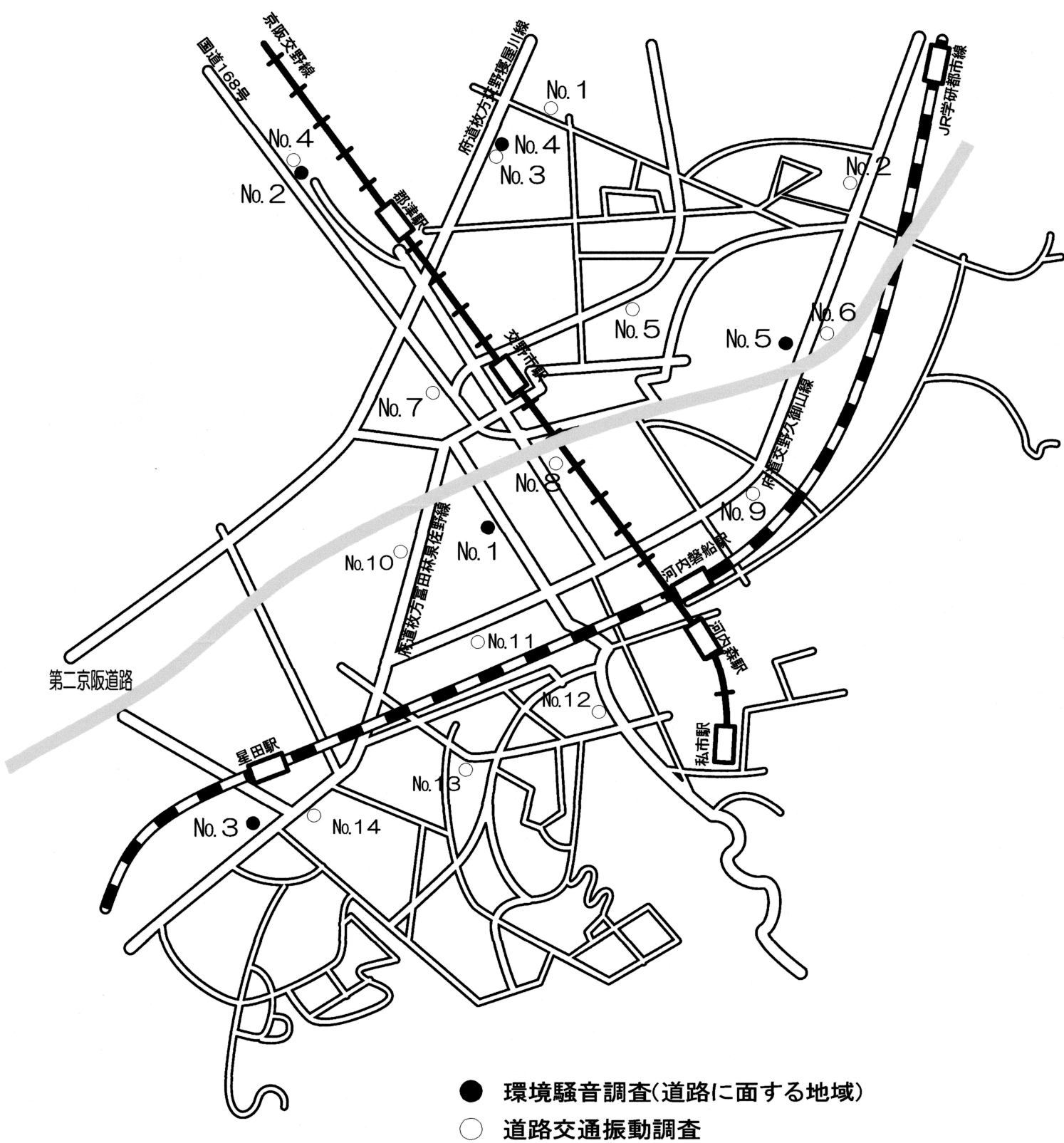
飲食店やカラオケボックスなどでの、カラオケなど音響機器の使用は、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、午後11時から翌日の午前6時までは原則として禁止されています。また音の大きさに関しては、本節1.に記載した事業場の規制基準値が適用されます。

4. 自動車騒音・道路交通振動

自動車騒音の対策としては、騒音規制法の中で単体対策として、自動車本体から発生する騒音の大きさの許容限度が規定されており、また自動車騒音が限度(要請限度p76参照)を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認める場合には、都道府県の公安委員会に対し交通規制等の措置を要請する事ができるようになっています。また現状を把握するため、自動車騒音の常時監視をすることが定められており、交野市においては本章第1節に記載したように、4路線・5地点で調査を実施しています。

5. 生活騒音

工場などから発生する騒音ではなく、私たちの日常生活の中から発生し、周辺の住民の方がうるさく感じる音を生活騒音と言います。生活騒音は誰もが被害者となり、また加害者となり得るもので、近隣関係や心理的な面も大きく影響することから、工場騒音のような法・条例による規制には馴染まないと考えられています。生活していく中で、それぞれが周辺的生活環境に充分配慮し、お互いに気をつけることが重要です。



環境騒音（道路に面する地域）・道路交通振動測定調査地点